

# 岐路に立つ戦略：日本国特許庁の生成 AI 導入と米国特許商標庁のパラダイムシフトがもたらす世界的影響の分析

Gemini Deep Research

## Executive Summary

本レポートは、日本国特許庁（JPO）と米国特許商標庁（USPTO）における生成 AI（人工知能）導入戦略の根本的な哲学的相違を分析するものである。JPO が採用する計画的かつ品質を重視したアプローチは、USPTO が追求するハイリスク・ハイスピードな「AI 支配力」戦略と鮮明な対照をなしている。

JPO の戦略は、2017 年に策定され、現在 2022-2026 年度版が進行中の複数年にわたる「アクション・プラン」を基盤としている<sup>1</sup>。この計画は、技術検証、アジャイル開発、段階的導入というプロセスを通じて、リスクを管理しながら着実に AI 技術を業務に統合することを目指す、進化論的かつリスク回避的な性質を持つ。

一方、USPTO の戦略は、政権交代に伴う大統領令の変更を契機に劇的な転換を遂げた<sup>4</sup>。かつての「安全、安心、信頼できる AI」という慎重な方針は撤回され、「米国の世界的 AI 支配力」の確立という新たな指令が最優先課題となった<sup>4</sup>。この転換を象徴するのが、2025 年 6 月に公表された情報提供依頼書（RFI）である。この RFI は、先行技術調査からオフィスアクションの草案作成までを担うエンドツーエンドの AI 審査支援システムの導入を模索するものであり、その調達モデルとして「非金銭的な対価」を提示するという前例のないアプローチを採用している<sup>4</sup>。

欧州特許庁（EPO）が品質維持を、中国国家知識産権局（CNIPA）が膨大な出願件数への対応（量）をそれぞれ重視する中で、JPO と USPTO の戦略は AI 導入における思想的対立の両極を代表している。本レポートは、両庁のアプローチを比較分析するとともに、「ハルシネーション」（もっともらしい虚偽情報の生成）やデータセキュリティ、AI の「ブラックボックス」性といった普遍的なリスクを考察する。結論として、この変革期において知的財産（IP）ステークホルダーが取るべき戦略的必須事項を提言する。

# I. 計画的進化：日本国特許庁の AI 戦略の解体

日本国特許庁（JPO）の AI 導入戦略は、長期的な視点に立った、慎重かつ体系的なアプローチを特徴としている。それは、技術的な飛躍を急ぐのではなく、品質、安定性、そして人間の専門知識の向上を最優先課題とする、堅実な思想に貫かれている。

## 1.1 「アクション・プラン」フレームワーク：進化的統合への青写真

JPO の AI 戦略の根幹をなすのは、複数年にわたる「人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン」である。この計画は 2017 年に初めて策定され、現在は 2022 年度から 2026 年度までを対象とする 5 カ年計画の下で推進されている<sup>1</sup>。さらに、この計画は固定的なものではなく、技術の進展や業務上のニーズに応じて定期的に見直され、2025 年度改訂版も公表されている<sup>3</sup>。

この計画的かつ反復的なアプローチは、安定性と予測可能性を重視する JPO の姿勢を明確に示している。AI 技術の導入は、概念実証（Proof of Concept: PoC）による技術検証、アジャイル開発によるツールの試行導入、そして本格展開という明確なフェーズを経て進められる<sup>7</sup>。この手法は、トップダウンの急進的な改革ではなく、現場のフィードバックを取り入れながら着実にシステムを進化させるものであり、後述する USPTO の突然の方針転換とは対照的である。このアプローチは、単なる技術導入計画に留まらず、日本の行政や産業界に共通する、リスクを回避し、コンセンサスを重視しながら長期的な視点で物事を進めるという、より広範な文化的・哲学的背景を反映している。日本の国家 AI 戦略（AI 戦略 2022）や開発協力大綱が持続可能性や社会受容性を重視していることとも軌を一にしており<sup>10</sup>、JPO の AI 戦略は、技術的なプロジェクトであると同時に、組織文化に根差した取り組みであると言える。

## 1.2 現行の AI ツールキット：審査官の能力拡張

JPO が現在導入している AI ツールは、審査官を代替するのではなく、その能力を拡張（オーグメント）することに主眼を置いている。これらのツールは、審査プロセスにおける特定の課題、特に増大し続ける外国特許文献への対応を目的として開発された。

現在運用されている主要なツールには以下が含まれる：

- **外国特許文献への自動分類付与**：外国語で書かれた特許文献に対し、JPO 独自の分類（FI、F ターム）を AI が自動的に付与する。これにより、審査官は言語の壁を越え、日本の分類体系を用いて国内外の文献を統一的に検索することが可能となり、調査の網羅性と効率性が大幅に向上する<sup>1</sup>。
- **先行技術文献の再ランク付け**：審査対象の出願書類と内容が類似する文献を AI が検索し、関連性の高い順に並べ替えて提示する。これにより、審査官は膨大な検索結果の中から、最も重要な先行技術に迅速にアクセスできる<sup>1</sup>。
- **商標・意匠の画像検索**：AI を活用した画像検索ツールが、商標審査および意匠審査に導入されている。これにより、視覚的な類似性の判断がより客観的かつ効率的に行えるようになった<sup>2</sup>。

これらのツールに共通しているのは、審査の質と網羅性を向上させるための「支援」に徹している点である。AI は情報を提供し、整理するが、最終的な法的判断そのものを自動化しようとするものではない。

### 1.3 品質と人的専門性への注力：AI アドバイザー制度

JPO の戦略が人間中心であることを最も象徴しているのが、人的資本への投資である。JPO は、AI 関連発明の審査を支援するため、2021 年に専門チームとして「AI 審査支援チーム」を設置し、2023 年にはその規模を大幅に拡充した<sup>12</sup>。

さらに画期的なのは、2024 年 4 月に導入された「AI アドバイザー」制度である<sup>14</sup>。これは、大学や研究機関のトップクラスの AI 研究者を外部専門家として招聘し、審査官に対して最新の技術動向に関する研修や、個別の技術的な質問への対応を依頼するものである<sup>14</sup>。この制度は、AI に人間の判断を代替させるのではなく、むしろ人間である審査官の専門知識を最先端のレベルにまで引き上げ、AI をより深く理解し、その出力を批判的に評価できる能力を養うことを目的としている。AI と人間の専門家が協働する共生的な関係を構築しようとするこのアプローチは、AI が審査の中核的作業を担うことを構想する USPTO の RFI とは根本的に異なる哲学に基づいている。

### 1.4 次なるフロンティア：生成 AI への慎重な探求

生成 AI という破壊的技術に対しても、JPO は慎重かつ計画的なアプローチを崩していない。

JPO は、生成 AI が特許実務に与える影響について調査研究報告書を公表し、その可能性と課題を分析している<sup>17</sup>。

この分析を踏まえ、改訂された 2025 年度のアクション・プランには、「生成 AI の特許行政事務への適用」および「生成 AI の特許審査業務への適用」に関する技術実証プロジェクトが新たに盛り込まれた<sup>6</sup>。これは、JPO が生成 AI の導入に踏み出したことを示す重要な一步であるが、その進め方はあくまで「技術実証」からである。大規模言語モデル (LLM) を直ちに審査の中核業務に導入するのではなく、まずはその能力と限界を慎重に見極めようとする姿勢は、JPO の一貫した戦略を反映している。これは、オフィスアクションの草案作成までを視野に入れる USPTO の RFI が示すような、一足飛びの導入とは明確に一線を画すものである。

## II. 米国の賭け：USPTO の「AI 支配力」に向けた急進的転換

USPTO における AI 導入の道のりは、技術的なロードマップではなく、政権の優先順位を色濃く反映する、極めて政治的なプロセスである。特に 2025 年初頭に起きた劇的な方針転換は、米国の AI 戦略が安定性よりも地政学的な競争を優先する、ハイリスク・ハイリターンな賭けへと舵を切ったことを明確に示している。このセクションの分析は、主に提出された調査報告書「米国特許商標庁における生成 AI 活用のパラダイムシフト」に基づいている<sup>4</sup>。

### 2.1 「安全、安心、信頼」から「世界的支配力」へ

2025 年 1 月、USPTO はバイデン政権下の大統領令 14110 に準拠した包括的な「AI 戦略」を発表した<sup>19</sup>。この戦略は、AI のリスク管理、安全性、公平性、そして公衆の信頼を最優先事項として掲げる、慎重なアプローチを特徴としていた<sup>4</sup>。しかし、この戦略は政権交代後の同年 3 月、突如として撤回された<sup>4</sup>。

その背景には、トランプ大統領が署名した新たな大統領令 14179「米国の AI におけるリーダーシップへの障壁撤廃」の存在がある<sup>24</sup>。この大統領令は、前政権の「安全・信頼」という理念を覆し、「米国の世界的な AI 支配力を持続・強化する」ことを国家の最優先課題として明確に打ち出した<sup>4</sup>。この政策転換は、単なる言葉の違いではない。それは、政府機関が AI を導入する際のリスク計算の方法論を根本的に変えるものであった。下方リスクの最小化を優先する守りの姿勢から、他国を凌駕するという上方ポテンシャルを最大化するためには、より高いリス

クも許容するという攻めの姿勢への転換である。この急激な方針転換は、USPTO の長期的な技術戦略が、いかに政治的潮流に脆弱であるかを露呈すると同時に、今後のより大胆な取り組みへの道を開くものであった。

## 2.2 2025 年 6 月 RFI の解剖：前代未聞の提案

USPTO の新たな「支配力」戦略を具現化したのが、2025 年 6 月 4 日に公表された情報提供依頼書 (RFI) である<sup>25</sup>。この RFI が求める AI システムは、既存のツールとは次元が異なる。単なる先行技術調査の補助に留まらず、請求項と先行技術の比較分析、クレームチャートの生成、そして最終的にはオフィスアクションの草案作成までを担う、エンドツーエンドの審査支援システムを構想している<sup>4</sup>。

しかし、業界に最も大きな衝撃を与えたのは、その異例の調達モデルであった。RFI は、参加するベンダーに対し、以下の 2 つの極めて厳しい条件を提示している。

1. **主に非金銭的な対価:** 協力企業は、開発費用やライセンス料といった金銭的報酬ではなく、「その能力を展示・マーケティングする機会」、すなわち「露出 (exposure) 」を主たる対価として受け入れることを求められる<sup>28</sup>。
2. **知的財産権の全面的な譲渡:** 開発された全てのソースコード、モデル、技術を含む知的財産権は、USPTO が単独で所有する<sup>4</sup>。

この提案は、従来の政府調達の常識を覆すものであり、USPTO の野心的な計画の実現可能性そのものに大きな疑問を投げかけている。このモデルは、自社の技術こそが競争力の源泉であるトップティアの AI 企業にとって、経済的に極めて非合理的である。その結果、この条件を受け入れるのは、市場での実績が乏しく、政府との契約を足がかりにしたい新興企業などに限られる可能性がある。これは、経済学で知られる「レモン市場」の問題を引き起こしかねない。すなわち、買い手 (USPTO) が提示する条件が悪すぎるため、質の良い商品 (トップ AI 企業) は市場から撤退し、質の悪い商品 (技術的に未熟な企業) だけが残ってしまうという状況である。「AI 支配力」を追求するための大胆な一手は、逆説的に、最も革新的なソリューションを逃し、プロジェクト全体の質を損なうという深刻なリスクを内包している。この前例のない調達モデルは、IP コミュニティ内で広範な懐疑論と懸念を引き起こしている<sup>29</sup>。

## 2.3 USPTO の既存 AI 兵器庫：飛躍への土台

USPTO は、この急進的な RFI を打ち出す以前から、AI ツールの導入を着実に進めてきた。こ

これらの既存ツールは、来るべき大規模統合への土台となっている。

- **Similarity Search (SimSearch)** : 実用特許審査官向けのセマンティック検索ツール。出願書類の文脈や意味を理解し、キーワードの一致を超えた関連文献を提示する<sup>4</sup>。
- **DesignVision** : 意匠特許審査官向けの AI 画像検索ツール。知的財産サービス企業 Clarivate 社との提携により開発され、グローバルな意匠データベースを横断的に検索する能力を持つ<sup>28</sup>。
- **SCOUT**: 庁内で開発された生成 AI プラットフォーム。新人審査官の教育支援（特許審査便覧に関する質疑応答）やサイバーセキュリティなど、多様な庁内業務に応用されている<sup>28</sup>。

これらのツールの存在は、USPTO が AI 活用の経験と技術的基盤を有していることを示している。しかし、RFI が目指すのは、これらのツールのような「審査官の補助」ではなく、審査官の知的作業の核心部分を「自動化」することであり、その野心とリスクの大きさにおいて、これまでの取り組みとは一線を画している。

### III. 二つの戦略の物語：JPO の熟慮と USPTO の破壊

JPO の計画的進化と USPTO の急進的転換は、AI という共通の課題に対する、全く異なる組織哲学と国家戦略の表れである。USPTO の戦略転換は、JPO を含む世界の主要特許庁に対し、無視できない戦略的圧力を生み出している。

#### 3.1 比較分析：哲学の衝突

JPO と USPTO のアプローチは、いくつかの重要な軸において明確な対立を示している。

- **中核哲学**: JPO が「品質と安定性」を追求するのに対し、USPTO は「スピードと支配力」を最優先する。
- **開発モデル**: JPO が「内製アジャイル開発と専門家による助言」という、内部に知見を蓄積するモデルを採用する一方、USPTO は「急進的な外部委託と IP の収用」という、外部リソースを最大限に活用（あるいは搾取）するモデルを試みている。
- **リスク許容度**: JPO のリスクプロファイルは「低く、管理されている」と言える。対照的に、USPTO は国家目標達成のために「高く、受容されている」リスクを取っている。
- **人間の審査官の役割**: JPO のビジョンでは、審査官は AI によって能力を拡張された「専門家 (Augmented Expert)」であり続ける。一方、USPTO の RFI が実現した場合、審査官

の役割は AI が生成した草案を監督する「管理者 (AI-Assisted Supervisor)」へと変質する可能性がある。

この根本的な違いは、以下の比較表に集約される。

表 1: JPO と USPTO の AI 戦略の直接比較

評価基準	日本国特許庁 (JPO)	米国特許商標庁 (USPTO)
中核哲学	品質と安定性	スピードと (AI) 支配力
主要な政策ドライバー	長期的なアクション・プラン、品質向上	大統領令 14179、地政学的競争
開発モデル	内製アジャイル開発、外部専門家 (AI アドバイザー) による助言	異例の官民パートナーシップ (RFI)、IP の全面的な庁への帰属
リスク許容度	低く、管理されている (段階的導入)	高く、受容されている (リープフロッグ戦略)
主要目標	審査の質と効率性の両立、組織能力の向上	出願バックログの削減、審査期間の短縮、技術的優位性の確立
生成 AI へのアプローチ	慎重な技術実証から開始	オフィスアクション草案作成を含むエンドツーエンドシステムの即時導入を模索
人間の審査官の役割	能力を拡張された専門家	AI 支援下の監督者

### 3.2 波及効果 : JPO への戦略的圧力

USPTO の戦略は、その成否にかかわらず、JPO を含む国際的な知財システムに大きな影響を及ぼす。仮に USPTO の試みが部分的にでも成功すれば、JPO はいくつかの戦略的圧力に直面することになる。

- **審査期間（ペンデンス）を巡る競争圧力:** USPTO が審査期間を劇的に短縮した場合、JPO の慎重で時間のかかる審査プロセスは、グローバル企業にとって競争力に欠けると見なされる可能性がある。これは、企業が最初の特許出願を行う国を選択する際の判断に影響を与えかねない。
- **ワークシェアリング規範への挑戦:** 特許審査ハイウェイ（PPH）のような国際的な協力体制は、各特許庁の審査品質に対する相互の信頼に基づいている。もし USPTO の AI 主導の審査が、他庁から品質が低いと見なされれば、この信頼は揺らぐ。JPO のような庁は、USPTO の審査結果をそのまま受け入れるのではなく、より慎重に再審査する必要に迫られ、PPH の効率化というメリットが失われる可能性がある。
- **技術開発競争の激化:** USPTO の大胆な動きは、他庁に対して一種の「技術的脅威」となる。JPO や他の特許庁は、技術的に取り残されることを恐れ、自らの慎重な開発計画を前倒しせざるを得なくなるかもしれない。USPTO の野心的なプロジェクトの存在自体が、他国の戦略計算を変化させるのである。

### 3.3 JPO の対応と将来シナリオ

この新たな状況に対し、JPO が取りうる対応は、USPTO の「賭け」の結果によって大きく左右される。

- **シナリオ A (USPTO の成功) :** もし USPTO のシステムが機能し、許容範囲内の品質で、かつ前例のないスピードで特許を付与し始めた場合、JPO は対応を迫られるだろう。現在「技術実証」段階にある生成 AI プロジェクトへの投資を拡大し、導入を加速させる可能性がある<sup>6</sup>。また、品質を重視する EPO との連携をさらに深め、USPTO のスピード重視路線に対抗する「品質第一」の国際ブロックを形成しようとするかもしれない。
- **シナリオ B (USPTO の失敗) :** 逆に、USPTO のプロジェクトが技術的な問題や法的な挑戦に直面し、低品質な特許の乱発や信頼性の失墜を招いた場合、それは JPO の慎重なアプローチの正しさを強力に証明することになる。JPO の「品質と安定性」というブランド価値は相対的に高まり、法的安定性の高い強力な特許を求める発明家にとっての「安全な避難港」としての地位を確立する可能性がある。これは、日本の知財システムにとって大きな戦略的優位性となりうる。

## IV. グローバルアリーナ：EPO と CNIPA における AI 活用のベンチマーキング

JPO と USPTO の戦略は、世界の主要な知的財産庁（IP5）が繰り広げる技術的リーダーシップ競争という、より広い文脈の中で理解する必要がある。欧州特許庁（EPO）と中国国家知識産権局（CNIPA）の取り組みは、JPO と USPTO が AI 導入戦略のスペクトルの両極に位置していることを示している。

### 4.1 欧州モデル：品質、一貫性、そして内製開発

欧州特許庁（EPO）の AI 戦略は、「品質の維持・向上」という揺るぎない哲学に支えられている<sup>30</sup>。EPO は長年にわたり、審査官が使用する高度な内製ツールの開発に注力してきた。その代表例が、AI 駆動の検索・分析プラットフォーム「ANSERA」である<sup>32</sup>。

最近では、生成 AI の活用にも着手し、法的文書を対話形式で検索できる「Legal Interactive Platform (LIP)」を導入した<sup>33</sup>。このツールは、審査の中核的判断ではなく、周辺的な法務調査の支援から生成 AI の導入を始めるという、リスク管理を重視したアプローチの好例である。全体として、EPO のアプローチは段階的、品質重視、内製中心であり、JPO の哲学と強く共鳴している。EPO の「品質行動計画 2025」でも、AI はあくまで審査官をサポートするツールとして位置づけられている<sup>39</sup>。

### 4.2 中国の至上命令：前例のない量に対応するためのスピードとスケール

中国国家知識産権局（CNIPA）は、世界最多の特許出願を処理するという、他庁とは桁違いの業務量に直面している<sup>4</sup>。そのため、AI 導入の最大の動機は審査の効率化と迅速化である<sup>44</sup>。CNIPA は「AI モデルの審査業務への応用を加速させる」と公式に表明し<sup>46</sup>、実際に「知的審査・検索システム」の導入により、発明特許の平均審査期間を 15.5 ヶ月にまで短縮したと発表している<sup>45</sup>。

CNIPA の目標は USPTO と共通する部分が多いが、その開発モデルは内製または管理可能な国内連携が中心であり、USPTO の RFI が示すような急進的な外部委託とは異なる。さらに重要なのは、CNIPA が公式に「AI が生成した推論結果は、審査意見として直接使用することはで

きない」と明言し、最終的な判断は人間である審査官が法に基づいて下さなければならない、という原則を維持している点である<sup>44</sup>。この点は、審査の効率化を最優先する CNIPA でさえも、人間の最終判断の重要性を堅持していることを示しており、USPTO の RFI が構想するオフィスアクションの自動作成がいかにかラディカルであるかを際立たせている。

表 2 : IP5 各庁における AI 導入の比較概要

特許庁	主要目標	開発モデル	主要な AI イニシアチブ	生成 AI の審査への活用姿勢	人間の審査官の役割
USPTO	効率化、バックログ削減、AI 支配力	内製、従来型調達、非金銭的パートナーシップ (RFI)	SimSearch, DesignVision, SCOUT, 2025 年 6 月 RFI	オフィスアクション草案作成を含むエンドツーエンドの導入を模索	AI 支援下の監督者
EPO	審査の品質、一貫性	主に内製開発	ANSERA (検索)、LIP (法的文書検索)	法的文書検索など周辺業務から慎重に導入	能力を拡張された専門家
JPO	審査の品質と効率性、組織能力向上	内製 (PoC 経由のアジャイル開発)	AI アクション・プランに基づく各種ツール (分類、検索等)	2025 年度から技術実証を開始	能力を拡張された専門家
CNIPA	審査のスピード、効率性 (世界最大の出願件数への対応)	内製または国内連携	知的審査・検索システム	審査支援に積極的だが、AI 生成結果を審査意見として直接使用す	最終的な法的判断者

				ることは禁止	
--	--	--	--	--------	--

この国際比較から、USPTOのRFIが示すアプローチの特異性が浮き彫りになる。他庁が、それぞれの優先順位に従いつつも、内製開発や従来型の調達という比較的オーソドックスな手法でAI導入を進めているのに対し、USPTOは、審査の中核システムを異例のパートナーシップモデルを通じて外部に委ねることで、一気に技術的優位性を確立しようとする「リープフロッグ（蛙跳び）」戦略を取っている。この戦略的選択の違いは、将来的に各庁が付与する特許の質や法的安定性に差異をもたらす可能性がある。

## V. 新たなフロンティアの航海：AI 支援審査における普遍的リスク

USPTOの野心的な計画は、効率化という大きな可能性を秘める一方で、特許制度の根幹を揺るがしかねない深刻なリスクを伴う。これらのリスクはUSPTOに特有のものではなく、JPOを含むすべての特許庁がAI、特に生成AIの導入を進める上で直面する普遍的な課題である。

### 5.1 「ハルシネーション」問題とその法的影響

生成AIに固有の最も深刻な技術的リスクの一つが、「ハルシネーション」である。これは、AIが存在しない情報や事実と異なる内容をもっともらしく生成してしまう現象を指す<sup>4</sup>。特許審査の文脈において、AIが架空の先行技術文献を「発見」し、それを根拠に拒絶理由を作成した場合、その行政処分は法的に全く無価値なものとなる<sup>4</sup>。このような誤った審査は、出願人に不当な不利益を与えるだけでなく、特許制度全体の信頼性を根底から損なう。このリスクを管理するためには、AIが生成した全ての情報、特に引用文献の正確性について、人間である審査官が厳格に検証するプロセスが不可欠である。

### 5.2 最重要機密の保護：データセキュリティと機密保持

特許出願書類は、企業の競争力の源泉となる「最重要機密 (crown jewels)」の宝庫である。米国特許法第 122 条のように、多くの国の法律は、公開前の特許出願の機密保持を特許庁に義務付けている<sup>4</sup>。外部ベンダーが関与する AI システム、特に USPTO の RFI で構想されているようなシステムを導入することは、この機密保持に重大なセキュリティリスクをもたらす。

直接的なサイバー攻撃によるデータ漏洩に加え、より巧妙なリスクとして、AI モデルの学習プロセスを通じた間接的な情報漏洩が懸念される。ある企業の機密出願データが AI モデルの学習に使用された場合、その情報がモデルの内部パラメータに組み込まれ、競合他社の類似出願を審査する際に意図せず応用されてしまう可能性がある。USPTO の RFI が提示する「非金銭的な対価」という曖昧な表現が、ベンダーに機密性の高い出願データへのアクセスを許可する見返りではないかとの懸念も表明されており、これは法的な問題を引き起こすだけでなく、USPTO への信頼を根底から覆しかねない<sup>29</sup>。JPO のような内製中心のアプローチは、リスクを内部で管理下に置くことを可能にするが、USPTO の外部委託モデルは、開発コストだけでなく、これらの重大なセキュリティリスクをも外部化するものであり、その管理は極めて複雑となる。

### 5.3 「ブラックボックス」のジレンマ：透明性と適正手続きの確保

多くの高度な AI モデルは、その内部的な意思決定プロセスが人間には理解困難であるという「ブラックボックス」性を有している<sup>4</sup>。特許の拒絶といった行政処分は、検証可能な論理的根拠に基づいていなければならない。出願人はその理由に対して効果的に反論する権利を有する。もし拒絶理由の核心が「AI がそう判断したから」というだけで説明不能であれば、出願人の適正な法手続きを受ける権利が侵害されることになる。この問題は、AI 支援審査の法的安定性を確保する上での中心的な課題であり、AI システムには可能な限りの「説明可能性 (Explainable AI, XAI)」が求められる。

### 5.4 不可欠な人間：自動化バイアスの防止

AI はあくまで審査官を「代替する」ものではなく、「能力を拡張する」ものである、というのが全ての特許庁に共通する公式見解である<sup>4</sup>。この「人間がループ内にいる (human-in-the-loop)」という原則は、AI 導入のリスクを管理するための最後の砦である。

しかし、効率化とバックログ削減という強いプレッシャーの下では、審査官が AI の生成結果を十分に検証せず、安易に受け入れてしまう「自動化バイアス」に陥る危険性が常に存在する

4。もし審査官が AI の出力に単に「ゴム印」を押すだけの存在になれば、人間による監督というセーフティネットは機能不全に陥る。このリスクを軽減するためには、AI の限界に関する徹底的な研修、AI の出力を検証する作業を適切に評価する業績評価制度、そしてランダム化された品質管理プロセスの導入など、多角的なアプローチが不可欠である。AI 支援審査の成功は、技術の性能だけでなく、AI と人間が協働するためのワークフロー設計の巧拙にかかっている。

## VI. 戦略的必須事項：IP ステークホルダーへの実務的提言

USPTO における AI 導入の加速化は、特許実務の現場に不可逆的な変化をもたらしている。出願人、企業内 IP 部門、そして特許法律事務所は、この新たな時代に適応するため、従来の戦略を根本から見直す必要がある。

### 6.1 出願戦略の見直し：AI による精査に最適化された明細書の作成

AI 審査システムは、自然言語処理技術を駆使して出願書類を解析するため、人間が読むことだけを前提とした従来の明細書の書き方は、もはや最適ではない<sup>4</sup>。AI による誤解釈を避け、発明の本質を正確に伝えるためには、「AI フレンドリー」な出願書類の作成が不可欠となる。

提言：

- **用語の統一と明確な定義:** 発明の核心をなす技術用語は、明細書全体を通じて完全に一貫した表現を用いるべきである。重要な用語は冒頭で明確に定義することが推奨される。
- **階層的かつ論理的な構造化:** 発明の技術的特徴を体系的に整理して記載することで、AI が発明の全体像と各構成要素の関係を正確に把握しやすくなる。曖昧な表現や専門用語の不統一は避けるべきである<sup>4</sup>。
- **請求項の精密な表現:** AI は請求項の各構成要件を詳細に分析するため、その文言は可能な限り一義的で、解釈の余地が少ない精密な表現を用いる必要がある<sup>4</sup>。

### 6.2 先行技術調査の新領域：出願前の AI ツール活用

USPTO が強力な AI ツールを用いてグローバルなデータベースを検索する以上、出願人側が従

来の手法のみに依存することは大きなリスクを伴う<sup>4</sup>。審査段階で予期せぬ先行技術が発見される事態を避けるためには、出願前に「AI 審査官の視点」で調査を行うことが不可欠である。

提言：

- **商用 AI 検索ツールの導入:** 企業や法律事務所は、USPTO が使用するものと同等以上の能力を持つ商用の AI 搭載型特許検索ツールを導入し、出願前の調査に組み込むべきである。これにより、AI が発見しうる先行技術を事前に予測し、戦略を立てることが可能になる<sup>4</sup>。
- **グローバルかつ包括的な調査の実施:** USPTO の AI システムは国内外の文献を網羅的に検索するため、出願人側の調査も同様にグローバルな視点で行う必要がある。特に、非英語文献も AI による機械翻訳を通じて審査対象となる可能性を念頭に置くべきである<sup>4</sup>。

### 6.3 AI 拡張型審査官との対話：プロセキューションと面接戦術の適応

AI が生成した拒絶理由は、客観的なデータ分析に基づいているため、従来の経験則や説得に重きを置いた反論が通用しにくくなる可能性がある<sup>4</sup>。

提言：

- **データに基づいた論理的な反論:** AI ベースの拒絶理由に対しては、論理的かつ客観的なデータに基づいた反論が求められる。例えば、AI が用語を誤って解釈している場合は、その用語が当該技術分野でどのように定義されているかを示す証拠を提示することが有効である。
- **面接審査の戦略的活用:** AI による審査が主流になっても、人間である審査官との直接対話の場である面接審査の重要性は、むしろ増大する<sup>4</sup>。面接は、AI システムでは捉えきれない発明の背景にある技術的なニュアンスや貢献の意義などを審査官に直接伝える絶好の機会となる。AI の分析の「穴」を人間的な対話で埋めるための戦略的なツールとして活用すべきである。

### 6.4 長期的展望：特許エコシステムにおける完全な AI 統合への備え

USPTO の現在の動きは、AI が特許エコシステムのあらゆる側面に深く統合される未来への序章に過ぎない。知的財産の創出、保護、活用の全てにおいて AI が中心的な役割を果たす時代を見据え、長期的な準備が求められる。

提言：

- **IP プロフェッショナルの AI リテラシー向上:** 企業や法律事務所は、所属する専門家に対して、AI 技術の基礎、その能力と限界に関する継続的な教育プログラムに投資すべきである。
- **USPTO の動向の継続的な監視:** USPTO の AI 戦略、特に RFI の進捗状況や新たなツールの導入に関する情報を常に注視し、その実務への影響を迅速に分析できる体制を構築することが重要である。
- **ビジネスモデルの再評価:** 単純な作業の自動化が進む中で、法律事務所や IP サービスプロバイダーは、高度な戦略的助言や複雑な法的判断といった、人間にしか提供できない価値の重要性を再認識し、自社の付加価値を再定義する必要がある。

## 結論：岐路に立つ米国特許商標庁

USPTO による生成 AI の導入推進は、イノベーションの歴史における画期的な出来事であると同時に、特許制度の伝統に対する最もラディカルな挑戦でもある。この取り組みは、増え続ける出願件数と技術の複雑化という現代的な課題に対応するための不可欠な進化であることは間違いない。成功すれば、審査期間の大幅な短縮や審査品質の一貫性向上といった、計り知れない利益を米国のイノベーションエコシステムにもたらすだろう。

しかし、本レポートが明らかにしてきたように、その達成への道筋は、極めて大きなリスクと不確実性に満ちている。政権交代による急激な方針転換は、USPTO の AI 戦略から一貫性を奪い、より高リスクなアプローチへと傾斜させた。その象徴である 2025 年 6 月の RFI は、「非金銭的対価」と「IP の全面譲渡」という異例の条件を提示することで、官民連携のあり方に根本的な問いを投げかけている。この大胆な賭けは、最高の技術パートナーを惹きつける代わりに、プロジェクトの質そのものを危うくする「レモン市場」を生み出す危険性をはらんでいる。

技術的な側面でも、AI の「ハルシネーション」や「ブラックボックス」性といった課題は、法的に厳格な特許審査プロセスとは本質的に相容れない。これらのリスクを管理する最後の砦は、AI の判断を批判的に吟味し、最終的な責任を負う人間、すなわち審査官の存在である。しかし、効率化という至上命令の下で、その監督機能が形骸化する懸念は常に付きまとう。

欧州や日本が品質維持を重視し、着実に段階的な AI 導入を進める中で、USPTO が選択した道は、良くも悪も「アメリカ的」な、ハイリスク・ハイリターン挑戦と言える。この実験の成否は、今後数年間で明らかになるだろう。その結果は、単に USPTO の業務効率を変えるだけでなく、知的財産の価値、発明の定義、そしてイノベーションを促進するという特許制度の根源的な役割そのものに影響を及ぼす。

IP ステークホルダーは、この変革の時代を、単なる脅威としてではなく、新たな機会として捉えるべきである。AI の能力を理解し、それを自らの戦略に組み込み、AI がもたらす新たな課題に創造的に対応していくこと。それこそが、この不確実な未来を航海するための唯一の羅針盤となる。USPTO は今、岐路に立っている。その選択が、米国の、そして世界のイノベーションの未来をどのように形作っていくのか、我々は固唾を飲んで見守る必要がある。

## 引用文献

1. この 10 年間の特許検索環境の高度化 - 特許懇, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/308/308tokusyu1.pdf>
2. 特許庁における人工知能 (AI) 技術の活用に向けたアクション ..., 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai\\_action\\_plan/ai\\_action\\_plan\\_fy2022.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan_fy2022.html)
3. [特許・意匠・商標／日本] 特許庁における人工知能 (AI) 技術の活用に向けたアクション・プラン - 創英国際特許法律事務所, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.soeci.com/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E3%83%BB%E6%84%8F%E5%8C%A0%E3%83%BB%E5%95%86%E6%A8%99%EF%BC%8F%E6%97%A5%E6%9C%AC-%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E4%BA%BA%E5%B7%A5%E7%9F%A5/>
4. 米国特許庁の生成 AI 活用調査 Gemini.docx
5. JPO released the 2022-2026 version of the artificial intelligence plan - 页之码, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://yehzhimajp.com/en/article/2023-02/1676021265759.html>
6. 特許庁における人工知能 (AI) 技術の活用に向けたアクション・プランの令和 7 年度改定版について, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai\\_action\\_plan/ai\\_action\\_plan\\_fy2025.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan_fy2025.html)
7. 特許庁における AI 活用に向けた新たなアクション・プラン, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://japio.or.jp/00yearbook/files/2022book/22\\_a\\_04.pdf](https://japio.or.jp/00yearbook/files/2022book/22_a_04.pdf)
8. 人工知能 (AI) 技術の活用に向けたアクション・プラン ... - 特許庁, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai\\_action\\_plan/document/ai\\_action\\_plan\\_fy2022/plan\\_fy2022\\_2.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan_fy2022/plan_fy2022_2.pdf)
9. Utilization of AI for patent classifications at JPO - WIPO, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/classifications/en/ipc\\_ce\\_54/ipc\\_ce\\_54\\_p6.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/classifications/en/ipc_ce_54/ipc_ce_54_p6.pdf)
10. Development Co-operation Profiles: Japan - OECD, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.oecd.org/en/publications/development-co-operation-profiles\\_04b376d7-en/japan\\_705ac350-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/development-co-operation-profiles_04b376d7-en/japan_705ac350-en.html)

11. AI Strategy 2022, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/aistratagy2022en.pdf>
12. AI 関連発明に関する審査環境の整備について | 経済産業省 特許庁, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_shutsugan\\_seibi.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html)
13. AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 審査支援チームの体制を強化します, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230921001/20230921001.html>
14. AI 関連技術の専門的知見に基づき特許審査官をサポートする外部有識者として、「AI アドバイザー」を新設します - 経済産業省, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240328001/20240328001.html>
15. 第3部 - 特許庁, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/0300.pdf>
16. AI 技術の進展をふまえた特許審査に関する取組の最新状況, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4478>
17. 「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」の調査結果を公表します, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240422002/20240422002.html>
18. AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究 | 経済産業省 特許庁, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_protection\\_chousa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_protection_chousa.html)
19. USPTO announces new Artificial Intelligence Strategy to empower responsible implementation of innovation, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/uspto-announces-new-artificial-intelligence-strategy-empower-responsible>
20. 美国专利商标局宣布人工智能战略, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[http://www.casisd.cas.cn/zkcg/ydkb/kjqykb/2025/kjqykb2503/202505/t20250523\\_7790765.html](http://www.casisd.cas.cn/zkcg/ydkb/kjqykb/2025/kjqykb2503/202505/t20250523_7790765.html)
21. 美国发布人工智能战略— 崖州湾科技城知识产权公共服务平台, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://ipps.yazhou-bay.com/help/newCourse?acId=1ec1d1500ae043d4bfaf0ceb63a457ea&articleId=8e080ad9a8024c1d93e76c9c0fd7e605>
22. USPTO 发布人工智能战略：人工智能专利申请激增 33% - 中国贸促会, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.ccpit.org/a/20250120/202501202nhs.html>
23. USPTO、AI 支援発明の発明者に関する審査ガイダンスを発表 | 弁理士法人 深見特許事務所, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.fukamipat.gr.jp/region\\_ip/11279/](https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/11279/)
24. America's AI Action Plan - The White House, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/07/Americas-AI-Action-Plan.pdf>
25. Automated Solutions (Including Artificial Intelligence) for USPTO - SAM.gov, 8 月 22, 2025 にアクセス、

- <https://sam.gov/opp/325520a29f764f0a93eaf134e412e6b1/view>
26. USPTO の特許審査における AI ツール義務化, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/63f8b080a531ea70792f.pdf>
  27. USPTO が特許審査における AI 技術活用を加速：弁護士が知るべき実務への影響, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://openlegalcommunity.com/uspto-ai-patent-examination-impact-lawyers/>
  28. AI Innovation: What Companies Need to Know About How the USPTO is Implementing AI Technologies to Modernize its Workflows | Crowell & Moring LLP, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.crowell.com/en/insights/client-alerts/ai-innovation-what-companies-need-to-know-about-how-the-uspto-is-implementing-ai-technologies-to-modernize-its-workflows>
  29. USPTO issues RFI seeking use of AI tools at "low cost or no cost": r/patentlaw - Reddit, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.reddit.com/r/patentlaw/comments/1lkauv9/uspto\\_issues\\_rfi\\_seeking\\_use\\_of\\_ai\\_tools\\_at\\_low/](https://www.reddit.com/r/patentlaw/comments/1lkauv9/uspto_issues_rfi_seeking_use_of_ai_tools_at_low/)
  30. Quality at the EPO | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.epo.org/en/about-us/services-and-activities/quality>
  31. Kluwer Patent Blog - SUEPO, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://suepo.org/public/ex24010cp.pdf>
  32. China National Intellectual Property Administration Media ..., 8 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/30/art\\_2975\\_199445.html](https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/30/art_2975_199445.html)
  33. MyEPO services: launch of groundbreaking AI-powered legal search tool | epo.org, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.epo.org/en/news-events/news/myepo-services-launch-groundbreaking-ai-powered-legal-search-tool>
  34. OK Computer: the EPO's New Generative AI Legal Interactive platform | Kluwer Patent Blog, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://legalblogs.wolterskluwer.com/patent-blog/ok-computer-the-epos-new-generative-ai-legal-interactive-platform/>
  35. Introduction to the MyEPO Legal Interactive Platform - YouTube, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.youtube.com/watch?v=AhsBfPeAFwI>
  36. MyEPO - Feature guide: Legal Interactive Platform - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://link.epo.org/web/myepo-services/interact/en-myepo-portfolio-feature-guide-legal-interactive-platform.pdf>
  37. Interact with us on your files | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.epo.org/en/applying/myepo-services/interact>
  38. New Year Greetings 2025 – ONO Yota, JPO Commissioner | Japan Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.jpo.go.jp/e/introduction/message/2025newyear.html>
  39. EPO Quality Action Plan 2025 - Weldon O'Brien, 8 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://weldonobrien.ie/epo-quality-action-plan-2025/>
  40. Quality Action Plan 2025 | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にア

- クセス、 <https://www.epo.org/en/about-us/services-and-activities/quality/quality-action-plan>
41. Quality Action Plan 2025 | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、 <https://www.epo.org/en/news-events/news/quality-action-plan-2025>
  42. Introduction to the Quality Action Plan 2025 - YouTube, 8 月 22, 2025 にアクセス、 <https://www.youtube.com/watch?v=P0EiHrSkPXA>
  43. EPO Publishes Quality Action Plan 2025 | Oxon IP, 8 月 22, 2025 にアクセス、 <https://oxonip.com/news/epo-publishes-quality-action-plan-2025>
  44. CNIPA June 2025 Press Conference: Central Rectification of 35 Firms with Large Number of 'Abnormal' Patent Applications; Explore Use of AI in Patent Examination - China IP Law Update, 8 月 22, 2025 にアクセス、 <https://www.chinaiplawupdate.com/2025/06/cnipa-june-2025-press-conference-central-rectification-of-35-firms-with-large-number-of-abnormal-patent-applications-explore-use-of-ai-in-patent-examination/>
  45. China National Intellectual Property Administration What's New ..., 8 月 22, 2025 にアクセス、 [https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art\\_3090\\_199315.html](https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art_3090_199315.html)
  46. China National Intellectual Property Administration What's New Battle Over Content Creation Rights Related to AI, 8 月 22, 2025 にアクセス、 [https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art\\_3090\\_199316.html](https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art_3090_199316.html)
  47. 创思立信数字科技股份有限公司公开转让说明书, 8 月 22, 2025 にアクセス、 [https://pdf.dcfw.com/pdf/H2\\_AN202503311649601314\\_1.pdf?1743438962000.pdf](https://pdf.dcfw.com/pdf/H2_AN202503311649601314_1.pdf?1743438962000.pdf)
  48. China National Intellectual Property Administration Media Perspective Inside China's IP Progress: A Five-Year Review (2021-2025), 8 月 22, 2025 にアクセス、 [https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/7/23/art\\_2975\\_200748.html](https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/7/23/art_2975_200748.html)